

青森県下北半島地域（エリア）旅ガイドブック企画制作業務委託仕様書

1. 業務の名称

この業務は、「青森県下北半島地域（エリア）旅ガイドブック企画制作業務」とする。

2. 業務の目的

本業務は、下北半島地域（エリア）の観光振興を目的に毎年発行している青森県下北半島旅ガイドについて、デザイン・構成及び冊子自体の活用方法においてもリニューアルを図り、下北半島地域の観光資源を効果的に発信することで、観光誘客及び域内流動促進を図ることを目的とする。

※ここで言う下北半島地域（エリア）はしもきた TABI あしすと構成市町村である「むつ市・横浜町・大間町・東通村・風間浦村・佐井村」の6市町村を意味する。

3. 業務委託期間

契約の日の翌日から令和6年（2024年）3月31日までとする。

4. 委託業務の内容

ガイドブックの企画、編集、デザイン、印刷、納品、電子データの作成及び発送。

(1) ガイドブックの仕様について

ア ガイドブックは「本地域を訪れた観光客が必要とする情報をわかりやすく盛り込み、域内周遊の利便性を高めること」「本地域への観光誘客増大を図ること」を主な目的とし、企画・提案すること。

イ 季節毎の情報をわかりやすく掲載し、四季の魅力を伝える内容であること。

ウ 各種交通手段について、交通情報をわかりやすく掲載し、域内周遊の促進、また、域外（主に首都圏や北東北、北海道）と下北半島地域との相互アクセス情報も掲載すること。

ウ 本地域を周遊するモデルコース例を掲載すること。

エ ガイドブックはフルカラー（4色刷り）、作成部数は12万部以上とする。

オ 目的達成に資するガイドブックの活用方法、情報発信手法についても提案すること。

※サイズ・用紙・用紙の厚さ・ページ数・製本は上記仕様に合わせ最適な仕様・方法、活用方法を提案すること。

※着地版・発地版として、ガイドブックの種類等を区別する場合、異なるデザインにすることも可能。

(2) ターゲット

当法人が第1ターゲット層とする「首都圏・東北管内の50代からのシニア層」を中心ターゲットとするが、当法人が第3ターゲット層とする「北東北3県及び宮城県の20～30代の若年層」についても考慮すること。

(3) 全体的なデザイン及び紙面構成

- ア ターゲットへの訴求効果や誘客効果の高いデザインと紙面構成にすること。
- イ 読者がストレス無く容易に読み進めることができ、情報認識がしやすい紙面構成や文章、表現を工夫すること。
- ウ 食、自然、温泉、イベントなど下北地域の有する観光資源のブランド向上につながり、初めて見る人を惹きつけるような魅力あるデザインとすること。
- エ 下北半島全域のマップを掲載すること。
- オ これまで観光ガイドブック名称は「ぐるりんしもきた」であったが、名称が変更となる可能性があることから、名称については決定後入稿できるよう留意すること。

(4) 掲載内容について

- ア 下北半島地域の特性や観光資源の魅力を分析し提案すること。
- イ しもきた TABI あしすと構成市町村（むつ市、横浜町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）の観光情報を掲載すること。また、偏りがないようにバランスにも配慮すること。
- ウ 広告掲載ページを10ページ程度確保しておくこと。
- エ 広告掲載については、クーポン機能の付与も検討しているので、最適な提案があれば記載すること。

(5) その他

- ア その他、本業務の目的達成に資する提案があれば記載すること。

(6) 制作方法について

- ア 校正については3回程度の想定で計画すること。なお、校正にあたっては当法人事務局と調整の上、進めること。
- イ 基本的な情報、必要な情報、掲載する画像は受注者において収集すること。

5. 成果品の納品

(1) ガイドブック

事務局の指示のもと、令和3年度版においては、令和3年4月末までに別途指示する納品リストに準じて、印刷・梱包・納品すること。なお、納品時は事務局が管理しやすい方法で納品すること。

令和4年度版及び5年度版は、事務局と協議の上、日程を調整すること。

(2) ホームページへの掲載

完成したガイドブックは「ぐるりんしもきた」WEBサイト等へ掲載する。

(3) ガイドブック入稿データ（形式は別途指示するものとする）

(4) PDFデータ、ガイドブックに使用した各種画像データ（JPEG 様式）

(5) 前各号のほか、事務局が指示するもの

6. その他業務上の留意点

- (1) 業務における成果品及びデータ等を含むすべての制作物について、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ホームページの作成を行い、公表できるものとする。
- (2) 受注者は業務着手に先立ち事務局と協議し、業務工程表を提出すること。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、受注者は逐次、事務局と協議しながら作業を進めること。
- (4) 受注者は、本業務の処理上知り得た情報を許可なく他人に漏らしてはならない。
- (5) 令和3年以降、一般社団法人しもきた TABI あしすと予算が成立しない時は、本件契約手続きについて、停止等の措置を行うことがある。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し、定めることとする。